

別記様式第八（裏面）（平28内官令1・旧別記様式第十繰上・一部改正、令元内官令2・一部改正）

(退職をした者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(国家公務員退職手当法施行令第17条で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。